

○山梨県警察被留置者の留置に関する訓令

昭和 52 年 1 月 17 日

本部訓令第 1 号

改正 昭和 52 年 8 月本部訓令第 11 号

昭和 55 年 4 月本部訓令第 6 号

昭和 55 年 10 月本部訓令第 13 号

昭和 57 年 12 月本部訓令第 18 号

昭和 59 年 1 月本部訓令第 3 号

平成元年 4 月本部訓令第 14 号

平成元年 7 月本部訓令第 17 号

平成 3 年 4 月本部訓令第 8 号

平成 3 年 8 月本部訓令第 17 号

平成 4 年 7 月本部訓令第 12 号

平成 4 年 12 月本部訓令第 15 号

平成 6 年 12 月本部訓令第 20 号

平成 13 年 3 月本部訓令第 3 号

平成 16 年 12 月本部訓令第 15 号

平成 18 年 5 月本部訓令第 16 号

平成 19 年 5 月本部訓令第 10 号

平成 22 年 3 月本部訓令第 6 号

平成 25 年 3 月本部訓令第 1 号

平成 25 年 11 月本部訓令第 19 号

平成 26 年 10 月本部訓令第 14 号

平成 28 年 3 月 28 日本部訓令第 15 号

平成 29 年 3 月 14 日本部訓令第 7 号

令和 3 年 3 月 11 日本部訓令第 2 号

令和 3 年 3 月 15 日本部訓令第 3 号

令和 3 年 3 月 15 日本部訓令第 4 号

令和 6 年 4 月 3 日本部訓令第 11 号

令和 8 年 7 月 16 日本部訓令第 7 号

(概要)

この訓令は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律、被留置者の留置に関する規則その他の法令に定めるもののほか、留置施設の適正な管理運営及び被留置者の処遇の適正を図るため、必要な事項を定めたものである。